

京都市告示第 5 号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、平成30年4月2日から平成31年5月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、市税の収納事務を委託します。

平成30年4月2日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
株式会社エフレジ 代表取締役 杉本 和彦	大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪 タワーA

2 京都市公金収納受託者による収納を認める市税の範囲

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税

（市税事務所納税室）